

群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与に関する条例

平成21年2月13日

条例第1号

改正 平成30年2月13日条例第4号

令和2年2月10日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、臨時的任用職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(平30条例4・令2条例2・一部改正)

(臨時的任用職員の給与)

第2条 臨時的任用職員の給与に関する事項は、広域連合長が別に定める。

(平30条例4・令2条例2・一部改正)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年2月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。